最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法　第２５条　第２項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法　第２５条　第３項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令　第６条　第１項】

最低賃金法第２５条第１項又は第２項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあっては、委員）の数は、９人以内とする。

【最低賃金審議会令　第６条　第５項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令　第６条　第７項】

　最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。